

通信制課程の教育方法や学習支援体制の 検討にあたっての議論のポイント

令和3年10月26日

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

1. 通信制課程における教育の目的・原則について

第1回会議での主なご意見

- ・ 通信制高校に入学する生徒たちの若年化や多様化が進んでおり、自学自習を前提とする制度自体に対応できていない。自学自習は実態としては非常に厳しく、組織的な学習のサポート体制が必要
- ・ 通信制高校において、自学自習ができるという前提で生徒に指導していくと成り立たない状況になっている。自学自習ができない生徒を何とか自学自習ができるような形にして卒業させていくのが実態
- ・ 通信制高校に通学する生徒ということで、ひとつに括るのではなく、一人一人を個別最適に指導ができる仕組みをどのように作っていくのが大切。自学自習も最初はできないかもしれないが、本人の努力と周囲のサポートなりを加えていくと、自立して学習ができる生徒になった例も多く見ている
- ・ 定通振興法第1条を見ると通信制課程が勤労青年を名宛人とした制度であることが分かるが、不登校等の生徒が増えている実態を法令上どのように表現するのか
- ・ 通信制高校では、自学自習ができない生徒が入ってくる側面のほかに、最近の傾向として、通常の高学校教育では飽き足らない、満足できないという、いわゆるギフテッドの生徒も入学しており、こういった生徒たちを通信制課程の中で花を開かせることも重要



議論のポイント

- (1) 通信制課程は、勤労青年のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して、個別の教育課題に対応した高等学校教育の機会を提供する機関として、その目的・意義を整理してはどうか
- (2) 通信制課程に在籍する生徒の実態は多様であり、自学自習が向いている生徒もいれば、自学自習に向かおうと努力する生徒、自学自習に取り組むことが難しい状況にある生徒も在籍する中であって、多様な生徒の実態に応じて個別最適な学びと協働的な学びを各学校で実現するためには、どのような教育方法や教育環境が求められるのか

2. 通信制課程における教育の質の確保について

第1回会議での主なご意見

- ・ 通信制高校の質というものをどのように定義するのか、共通理解を持つことが大事。教育の質というと、それぞれが思い描くもので議論しがちであり、しっかりした定義を持つておくことが必要。その際、学習の成果・教育の成果のみならず、諸条件の整備といったインプットの整備や、教員による教育のプロセス、生徒側の学習のプロセスをもとにした質の定義を考えていく必要がある。その際、学校の多様性に応じたきめ細かい基準設定が必要となり、グッドプラクティスを抽出して基準化していくことが必要
- ・ 個別最適化された学びに対応するためにはきめ細かい対応が必要となり、通信制高校に配置される教員の数や教員の種類について、法令面に手を付けざるを得ないと考える
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターの配置に関する制度化が必要ではないか
- ・ サテライト施設の教育環境について、単に設置基準に適合するかどうかだけでなく、どのような教育に取り組むためにこのサテライト施設では十分なのか不十分なのか、検討すべき
- ・ 通信制高校の質確保・質保証について、認証評価をきちんとしていくべきであり、そのための何らかの制度の導入が必要
- ・ 質保証のために第三者評価を行っていく、評価機関や評価人材の育成を図ることが大事



2. 通信制課程における教育の質の確保について

議論のポイント

- (1) 通信制高校における「教育の質」を確保・保障するためには、例えば、以下のような観点から教育の質を確保・保障することが必要ではないか
 - ① 適切な教育条件(教育環境や指導体制・支援体制)の確保
 - ② 個別の生徒の学習ニーズに対応した、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育方法の実現
 - ③ 生徒における適切な学修の内容や学修の量の確保
- (2) 上記①については、高等学校通信教育規程の現行規定は、これからの通信制課程の教育を実施する上で適切な教育条件を確保するものとなっているか。また、通信教育連携協力施設の教育条件に関する規定は、適切な教育条件を確保するものとなっているか。
- (3) 上記②については、現行は、自学自習を前提として、添削指導・面接指導・試験及び多様なメディアを利用した指導等を加えて行うことができるとされているが、個別の生徒の学習ニーズに対応して、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、現行の方法以外の教育方法を取り入れることは考えられるか
- (4) 上記③については、通信制課程では各教科・科目ごとの添削指導の回数と面接指導の単位時間が定められ、その他は自学自習により学修することとなるが、全ての通信制高校の生徒にとって、現状の学修の内容や量は適切なものとなっているのか
- (5) 第三者による評価結果が各学校の教育の質の確保・向上につなげるとともに、入学希望者やその保護者への情報提供にも資するものとするためには、どのような方策が必要か。

3. 各学校ごとの特徴を踏まえた対応について

第1回会議での主なご意見

- ・ 公立通信制の生徒数の減少について、実態がどうなっているのか
- ・ 公立高校の設置者である各都道府県の公立の通信制高校の教育の質を高めようとする意識も大切。広域通信制のみならず、狭域・公立についてもしっかりとした検討が必要
- ・ 広域通信制と狭域通信制では在籍する生徒の実態に差が生じており、ひとり親家庭の生徒、特別な支援を必要とする生徒、心療内科等に通院歴がある生徒が狭域のほうが多く在籍しており、自学自習を掲げる公立の通信制であっても、生徒の実態が追い付いていない
- ・ 私立の中にはサポート校が大切な位置づけになっている学校があり、生徒が勉強している実態があることから、サポート校・サポート施設をどれだけきちんと担保していくのか、その質をコントロールしていくのが大事
- ・ ひとり親家庭であったり、生活保護世帯であったり、経済的に厳しいご家庭ではサポート校などの費用を出すことができない実態がある
- ・ 全日制・定時制・通信制の区分を緩やかに融合できるようなこと、通信制の機能を全日制の生徒も活用できることや、通信制には通っているが全日制の授業のような形でフォローできるようなことも必要ではないか
- ・ 全・定・通という枠組み・形式論ではなく、こういう生徒にはこういう学校という発想ができるとういのはないか
- ・ 国の経費で学校を選んで実証的な研究を行い、特色ある通信制高校を意図的につくっていく制度があっても良いのではないか。通信制高校はある程度時間割を自由に組むことができ、プロジェクト型の学習を自由に進めることができることも踏まえ、通信制高校の特徴的な学びとして実験的に進めていくことも考えられるのではないか



3. 各学校ごとの特徴を踏まえた対応について

議論のポイント

- (1) 公立通信制については、全体の生徒に占める履修者数や単位修得者数の割合が私立よりも低い状況にあり、自学自習が可能な勤労青年を主たる対象としていた時代と大きく変わらない学校運営が行われ、生徒一人一人の困難や課題等に応じたきめ細かな指導や支援といった点に課題を感じている学校も少なくないとの指摘(※1)もあるが、公立通信制に在籍する生徒の実態を踏まえ、今後、各学校においてどのような取組を進めることが有効か
- (2) 私立通信制が提携するサポート校の通学コースについては、指導体制が手薄で個々の生徒に対するきめ細かな指導や支援を行っていなかったり、利用生徒数に応じた施設設備が十分に整えられていなかったりするなど、高額な費用に見合わない内容となっている例も見受けられるとの指摘(※2)もあるが、支援を必要とする生徒に対して通信制課程の教育活動の中できめ細かな指導や支援を行うためには、今後、各学校においてどのような取組を進めることが有効か
- (3) 通信制課程における特徴的な学びの姿として、教育の質を保障しながら、今後、どのような学びを進めることが考えられるか

(※1)(※2)「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について」(平成29年7月 広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ)